

平成25年度市議会総務委員会に付託された請願・陳情の審査状況(教育委員会関係)

| 番号            | 内容   | 提出日等                            |
|---------------|--|---------------------------------|
| 陳情<br>4<br>号  | <b>60才以上の再任用教員希望者の生活安定に関する陳情</b>   |                                 |
|               | 1. 「再任用」「臨時的任用」「非常勤講師」として雇用継続する判断基準の明確化と、雇用継続に関する公平性を確立していただきたい。   | 23年 5月18日 提出                    |
|               | 2. 非常勤講師の多く(労災適用講師)を労働者として明確に位置づけ、雇用保険への加入を行う。もしくはこれに代わる施策を行い、雇用期間の終了に関しては労働基準法に基づく対応を厳守し、教育労働者の生活と雇用の安定をはかっていただきたい。 | 23年 5月24日 付託                    |
|               | 3. 再雇用教員の年休(有給)は、多くに民間企業と同様、正規教員時からの継続とし、年休ゼロの非常勤講師をなくしていただき、通勤費は、実費で支給していただきたい。                                     | 23年 8月24日 審査・継続                 |
|               | 4. 高年齢者雇用安定法の趣旨に則り、希望者全員の65歳まで(年金支給開始年齢)の教員としての生活を守る雇用条件を確立していただきたい。   |                                 |
|               | 5. 非常勤講師を含めた全ての教員に教材研究、学習振り返り等、指導に係わる教育活動を円滑に進めるための時間を保証し、正規職員に準じた教育公務員特例法上の研修の機会を保障していただきたい。                        |                                 |
| 請願<br>26<br>号 | <b>小学校の修学旅行先の変更の検討に関する請願</b>   | 23年11月30日 提出                    |
|               | 小学校の修学旅行先の変更を検討するよう校長会へ通達・ご指導を求める。また修学旅行先の放射線量の測定、測定結果を保護者へ具体的に公示するよう校長会へ通達・ご指導を求める。                                 | 23年12月 8日 付託<br>24年 1月25日 審査・継続 |
| 陳情<br>59<br>号 | <b>川崎市教育委員会に両当事者取材・人証中心に事件解決を求める陳情</b>   | 24年 3月 5日 提出                    |
|               | 川崎市教育委員会に裁判の両当事者の取材・人証中心に事件解決を求める。   | 24年 3月15日 付託<br>26年 3月18日 不採択   |
| 陳情<br>60<br>号 | <b>指定代理人委任状に兼務の場合も役職全て記名することを求める陳情</b>   | 24年 3月 5日 提出                    |
|               | 民事調停にしても、民事訴訟にしても相手方が川崎市の場合は、教育委員会の案件であっても、必ず川崎市からも参加するようにしてほしい。   | 24年 3月15日 付託<br>26年 3月18日 不採択   |

平成25年度市議会総務委員会に付託された請願・陳情の審査状況(教育委員会関係)

| 番号             | 内 容   | 提出日等   |
|----------------|---|--|
| 請願<br>44<br>号  | <b>義務教育に係る国による財源確保と、30人以下学級の実現をはかり、教育の機会均等と水準の維持向上、並びにゆきとどいた教育の保障に関する請願</b>   |  |
|                | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 義務教育に係る予算については地方へ負担を転嫁せず、国による財源確保をすること。また一括交付金化や、教職員の給与費等の一方的な政令市委譲など、教育水準の低下につながる制度改悪を行わないこと。</li> <li>2. 義務教育費国庫負担制度の堅持とともに国負担割合を2分の1に復元すること。</li> <li>3. ゆとりある豊かな教育を実現するために、学級編制基準の見直しや教職員の定数改善など、OECD諸国並みの豊かな教育環境を整備するための予算を確保・拡充すること。</li> </ol> | 24年 6月 4日 提出<br>24年 6月 15日 付託<br>24年 6月 18日 審査・継続<br>24年 6月 19日 審査・継続<br>25年 6月 6日 委員会取下げ<br>25年 6月 20日 本会議取下げ |
| 請願<br>58<br>号  | <b>すべての子どもたちにゆきとどいた教育を求める請願</b>   |  |
|                | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 川崎市でも、中学校の完全給食を実施してください。</li> <li>2. 国の責任で30人以下学級を実施するように、国と県に要望してください。</li> <li>3. 全国最低レベルの川崎市内中学生の全日制高校進学率を大幅に改善してください。</li> </ol>  | 25年 2月 27日 提出<br>25年 3月 19日 付託<br>25年 6月 14日 審査・継続<br>25年 6月 17日 審査・継続   |
| 陳情<br>111<br>号 | <b>市立中学校の完全給食実施に関する陳情</b>   |  |
|                | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 全ての生徒が温かい昼食を同じように食べることができる完全給食の実施</li> <li>2. 自校・センター方式やデリバリー方式だけではなく、既存の施設利用を考慮した親子方式の検討</li> <li>3. 中学校完全給食の実施に向けた調査に加え、新設校ではなく既存校でのモデルケースの実施</li> <li>4. 家庭からのお弁当と給食が選択できる制度</li> </ol>  | 25年 5月 13日 提出<br>25年 6月 13日 付託<br>25年 6月 14日 審査・継続   |
| 請願<br>61<br>号  | <b>「学校施設開放における体育館利用の受益者負担の適正化」における子どもが主体の団体使用に対する減免処置に関する請願</b>   |  |
|                | 公共性や公平性の観点から、受益者負担の適正化を図ることは理解できるが、その学校に通っている子どもたちで構成されるバレーボールチームなど、スポーツクラブ活動については適用除外・減免措置などの対応をお願いします。  | 25年5月29日 提出<br>25年6月13日 付託<br>25年7月26日 委員会採択<br>25年10月3日 本会議採択   |
| 請願<br>63<br>号  | <b>「学校施設開放における体育館利用時諸経費の受益者負担の適正化」に関して、小学生対象利用団体に対する適用免除・減免の措置に関する請願</b>  |  |
|                | 学校施設開放の公平性、及び経費負担の適正化の観点から、受益者負担にて適正化を図ることは理解できますが、小学生を対象としたバレーボールチームなどのスポーツクラブ活動等の施設利用団体に対しては適用免除・減免措置などの対応をお願いします。  | 25年6月 5日 提出<br>25年6月 13日 付託<br>25年7月 26日 委員会採択<br>25年10月 3日 本会議採択  |

平成25年度市議会総務委員会に付託された請願・陳情の審査状況(教育委員会関係)

| 番号             | 内容   | 提出日等  |
|----------------|--|---|
| 請願<br>65<br>号  | <b>義務教育に係る国による財源確保と、30人以下学級の実現をはかり、教育の機会均等と水準の維持向上、並びにゆきとどいた教育の保障に関する請願</b>  |   |
|                | <p>1. 義務教育に係る予算については地方へ負担を転嫁せず、国による財源確保をすること。また一括交付金化や、教職員の給与費等の一方的な政令市委譲など、教育水準の低下につながる制度改悪を行わないこと。</p> <p>2. 義務教育費国庫負担制度の堅持とともに国負担割合を2分の1に還元すること。</p> <p>3. 行き届いた教育を実現するために、学級編制標準の見直しや教職員の定数改善等、OECD諸国並みの豊かな教育環境を整備するための予算を確保・拡充すること。</p> | <p>25年 6月 5日 提出</p> <p>25年 6月13日 付託</p> <p>25年 6月14日 審査・継続</p> <p>25年 6月17日 審査・継続</p> |
| 陳情<br>118<br>号 | <b>地方公務員法を順守しない勤労課担当課長を忌避する陳情</b>  | <p>25年 6月18日 提出</p> <p>25年 6月24日 付託前に<br/>取下げ</p>                                     |
|                | 地方公務員法を順守しない勤労課担当課長が予備交渉の担当者となることを忌避する。そして、地方公務員法55条を順守する教育行政を実施すること   |   |
| 陳情<br>128<br>号 | <b>学校給食食材の放射性物質検査の検体数に関する陳情</b>  | <p>25年 9月 4日 提出</p> <p>25年 9月12日 付託</p> <p>25年11月 1日 委員会取下げ</p>                       |
|                | 学校給食食材の放射性物質検査の検体数を現在より増やしていただきたい。   |   |
| 陳情<br>129<br>号 | <b>学校給食の放射性物質測定の下限值に関する陳情</b>  |   |
|                | <p>学校給食の放射性物質測定の下限值を下げてください。</p> <p>学校給食の食材は各セシウムごと 0.5Bp/kg 以下(合算で 1.0Bp/kg 以下)まで検出限界値を下げてくださいよう要望いたします。</p>  | <p>25年 9月 4日 提出</p> <p>25年 9月12日 付託</p> <p>25年11月 1日 委員会取下げ</p>                       |
| 陳情<br>130<br>号 | <b>平成26年度以降の学校給食食材の放射性物質検査を継続することに関する陳情</b>  |   |
|                | <p>現在でも食品から、放射性セシウムが検出されており、最近では葉物野菜からも微量ながら検出されております。</p> <p>平成26年度以降も学校給食食材の放射性物質検査を継続していただきたい。</p>  | <p>25年 9月 4日 提出</p> <p>25年 9月12日 付託</p> <p>25年11月 1日 委員会取下げ</p>                       |
| 陳情<br>152<br>号 | <b>「教職員給与費の政令指定都市への移譲」に関し20政令指定都市と政令市所在15道府県でなされた合意を撤回することについての陳情</b>  |   |
|                | <p>平成25年11月14日に20政令指定都市と政令市所在15道府県は、県費負担教職員の給与負担等について、平成29年を目途に可能な限り早期に道府県から政令市へ移譲することに合意しました。</p> <p>この移譲に関し20政令指定都市と政令市所在15道府県でなされた合意を撤回することを陳情します。</p>  | <p>26年 2月17日 提出</p> <p>26年 3月 4日 付託</p>   |